

第14回臨時委員会会議録

教 育 長) 開会宣言

教 育 長) 会議成立の宣言

教 育 長) 会議録署名委員の指名（河盛委員）

教 育 長) ここでお諮りいたします。

報告第12号「令和4年度教育委員会関係補正予算について」ですが、市議会提出議案のため、非公開で行いたと思いますが、御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認め、そのように決定いたします。

教 育 長) それでは、審議に入ります。

はじめに、日程第1、第18号議案「丹波少年自然の家事務組合規約の変更について」を議題とします。

提案説明を求めます。

青少年育成課長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

これからの展望として、丹波少年自然の家はどうなっていくのですか。

青少年育成課長) 丹波少年自然の家につきましては、尼崎市が抜けるのは令和4年度末ですが、令和5年度末で事務組合そのものが解散することが決定をしております。丹波少年自然の家については、通常の利用は令和5年6月までで、その後は利用できなくなると聞いております。

丹波少年自然の家の跡地の利用につきましては、現在、ワー

キンググループ等をつくりまして、民間活用をするのか、それともそのまま地元で土地をお返しするのか、そういったところを、協議をしておるところです。

河 盛 委 員) 今回の議事のこと自体は特に異議はないですが、来年度中に事務組合が解散するに至った自治体間での協議内容を教えて欲しいです。

青少年育成課長) 尼崎市が脱退の表明をされた後、残った構成市町で、存続に向けての協議を重ねてきました。構成市が人口割合に応じて負担金を支払っているのですが、尼崎市が脱退した後の負担金の割合についての協議や、尼崎市や西宮市など自前で市立の自然の家を持っているところは、少子化で、自前の市立施設の利用が減っている中で、もっと自前のところを活性化しないといけないのではないかという内部での議論もありまして、何とか存続に向けて協議を重ねていただいたのですが、最終的に折り合えず解散やむなしという形になったものでございます。

上 月 委 員) 丹波少年自然の家はコンパクトで、非常に管理や活動がしやすい施設です。芦屋市は主に丹波少年自然の家と県立南但馬自然学校の2つに分かれて活動していたと思います。学校現場が混乱なく次の活動地が決められたのかどうかということと、来年のことですからすでに申し込んでいると思うので、どこに決定されたのかを教えてください。

青少年育成課長) 令和4年度までは、各小学校とも丹波少年自然の家を利用させていただいています。令和5年度は、丹波少年自然の家が6月までしか使えませんので、学校教育課で、南但馬やほかの県立の施設に分かれて自然学校を実施することで調整は行って

いただいているところです。

上 月 委 員) どの場所か分かりますか。

学校教育部長) 来年度は、県立奥猪名健康の郷、国立淡路青少年交流の家、南但馬自然学校で各学校において計画を進めている状況です。さらに、西はりま天文台についてもアプローチをしているところです。

極 楽 地 委 員) 確認ですが、10月の協議会で、丹波少年自然の家は7月をもってとお聞きしましたが、6月に変更になったという認識でよろしいでしょうか。

青少年育成課長) 御指摘のとおりです。当初は7月までの利用で協議を進めておったのですが、実際の各市町の利用予定を精査したところ、利用の数が想像よりも少なかったということで、通常利用は7月から6月までに変更になったものでございます。

極 楽 地 委 員) ありがとうございます。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

回答案を読み上げます。

令和4年11月29日付け芦市議総第744号で意見を求められた標記のことについては、芦屋市長の提案どおり、丹波少年自然の家事務組合規約の変更をすることに異議ありません。

これより採決いたします。

回答案どおりと決することに御異議ございませんか。

〈異議なしの声〉

御異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり決しました。

〈第18号議案採決。結果、可決（出席委員全員賛成）〉

教 育 長) ただいまから非公開で審議いたします。

 〈非公開審議〉

教 育 長) 続いて、日程第2、報告第12号「令和4年度教育委員会
関係補正予算について」を議題とします。

 提案説明を求めます。

市民センター長) 〈議案資料に基づき概略説明〉

教 育 長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

 確認ですが、改修事業は本来、令和5年度当初予算で上げる
予定であったが、国におけるゼロカーボンシティという項目に
採択してもらうため、今回、急遽こういう運びになったという
ことですね。

市民センター長) おっしゃるとおりです。

教 育 長) ZEB化が新たに必要となったということですね。

市民センター長) はい。

教 育 長) 補正予算を行うが、実際に工事を始めたり、支払いは来年
度以降になるということですか。

市民センター長) 今年度末頃に公募し、プロポーザルを予定しております。令
和5年度に設計等を行い、令和6年度以降に工事に取りかかる
予定です。

教 育 長) 事業着手のために予算化をしていないとできないという理
解でいいですか。

市民センター長) おっしゃるとおり、予算がないと補助申請もできませんので、
今回補正予算を上げさせていただいた次第です。

河 盛 委 員) 通常、この補助金は申請を行えば全額下りるものですか。

市民センター長) 補助金につきましては全額ではなく、今回の工事の中で、メニューが決まっております、空調工事、給湯工事、太陽光発電には補助金があり、照明工事、LED化につきましては補助対象になっていませんが、それらを入れないとZEB化の補助申請ができない形になっております。

社会教育部長) 補助金額的には5,000万円程度の額です。ただ申請するともらえるというものではないですので、申請はしますが、その結果はまた変わることになります。

教 育 長) 採択をされなかったら、この工事はなしということではないのですね。

市民センター長) はい。この工事については、多少縮小するかもしれませんが、通常どおり行う予定にはなっております。

社会教育部長) 採択されなかった場合には、太陽光発電であるとか、ブラインドをつけて熱を遮断するのもあるのですが、そういったものはなしにして、金額をもう少し下げる形になります。

極楽地委員) 補助金が下りるかどうかで設計を見直されるということでしょうか。

社会教育部長) はい。

教 育 長) 議会に対しては、ZEB化ということで予算を認めてもらうわけですね。

社会教育部長) 市民会館の空調設備が老朽化していて、去年も壊れましたので、市民に迷惑をかけないように、早急に改修したいという希望があることが前提で、そのための手法として、ZEB化を使って効率よく、補助金をもらってしていきたいということです。

教 育 長) こだわり過ぎかもしれませんが、議会の皆さんにとっては、Z E B 化をするから認めた、国が Z E B 化の予算を認めなかったら今回の予算は認められないという議論にはならないということですね。教育委員会としては、改修工事を主眼にしているということいいですね。

社会教育部長) もちろんそうですし、市として、今後、公共施設を改修するときは、全て Z E B 化をしていくというロードマップを環境課が作りかけていますので、それにのっかって、公共設備は改修していく考えです。

教 育 長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

それでは、報告第 1 2 号「令和 4 年度教育委員会関係補正予算について」の報告を受けたものといたします。

教 育 長) 非公開での審議は終了いたしましたので、これより公開いたします。

〈非公開審議 終了〉

教 育 長) 閉会宣言